

図書館に指定管理者制度、 いったい何が問題なの？

市は2022年度から町田の図書館に指定管理者制度を順次導入予定
でも、**直営**のままで、もっといい方法があるのです！！

市民の税金で作られた公共施設は、みんなが誰でも平等に使えるよう、管理・運営は市が直接行うか、市が出資している財団などの公的な団体に限られていました。

ところが、2003年の法律改正で、民間の株式会社やNPO法人などでも、管理・運営に参加できるようにしたのが「指定管理者制度」です。市が議会の議決を経て、特定の事業者を「管理者」として「指定」するので、「指定管理者制度」と呼ばれます。

指定管理者制度
って、十二？

なぜ、指定管理者
制度ができたの？

「規制緩和」とか「官から民へ」という言葉、聞いたことがありますか？

日本は1990年代はじめから長引く不況と財政難に苦しんできました。そこで、国はこれまで国や地方自治体(都・市区町村)が行っていた仕事を民間に任せよう。そうすれば経済は活発になるし、自治体も仕事が減って経費の削減ができる。これまでの「お役所仕事」も、民間の自由なアイデアを活かせば、サービス向上にもつながる、と考えたわけです。

小泉内閣のころに、「郵政民営化」などの政策が強力に押し進められましたが、指定管理者制度もそうした延長線上に作られたものです。

指定管理になると、
何がどう変わるの？

まず何よりも大きな変化は、民間企業が、これまでできなかった公共施設の管理・運営を、事業者として行えるようになったことです。

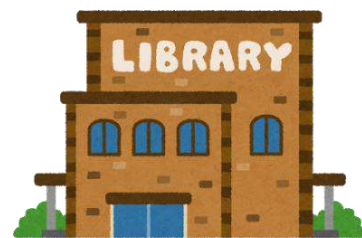
それによって、施設の使用を許可したり、有料施設では使用料を事業者の収入にできるなど、大幅な管理・運営権が事業者に委ねられることになりました。つまり、いままで市がやっていた事業で、民間企業も「おカネ儲け」ができるようになったわけです。

どんな施設が
導入してるの？

総務省の3年ごとの最新調査(2018年4月1日現在)によれば、全国の市区町村で指定管理が導入されている施設の総数は61,364施設で、内訳は次の通りです。



- ① レクリエーション・スポーツ施設(体育館・プール等 13,742 施設／全体の 22.2%)
 - ② 産業振興施設(産業情報提供施設・展示場等 6,234／10.1%)
 - ③ 基盤施設(公園・公営住宅・駐車場等 17,420／28.1%)
 - ④ 文教施設(図書館・博物館・公民館等 13,695／22.1%)
 - ⑤ 社会福祉施設(病院・介護施設等 10,815／17.5%)
- 合計(61,906／100%) *種別については複数回答を含む。



指定管理を導入している図書館は、どのくらい？

日本図書館協会の最新調査(2019年4月1日現在)によれば、全国の市区町村立図書館 3,226 館のうち、2018年度までに指定管理を導入している館は、250自治体、582館(18.04%)です。

指定管理の図書館にすると、どんなメリットがあるの？

多くの自治体が、①民間事業者の柔軟な発想による「サービスの向上」(開館日・開館時間の拡大など)、②効率的・効果的な運営による「経費の節減」の2点をメリットとしてあげています。



良いことだと思うけど、何か問題があるんですか？

そのメリットというのが、実はずいぶん怪しいのです。

導入館のその後の統計を調べてみると、導入直後に一時的に伸びた貸出冊数が、数年すると徐々に減ったり、反対に市が負担する指定管理料などの経費全体は、年々増えたりしている自治体が多数あります。

なぜそうなってしまうのか、詳しい理由を調べようと、思っても、民間事業者の内部資料が非公開だったりする

と、外部からは検証がむずかしいということがあります。茨城県守谷市や山口県下関市などは、いったん図書館に指定管理を導入しましたが、様々な問題により数年で再び直営に戻しています。

他にも、図書館という仕事の性質上、いろいろと心配なことがあります。例えば、.....

① 無料の図書館 VS 営利目的の民間企業

公立図書館は法律で無料と決められていますから、事業者は市民から利用料金を徴収することができません。そこで、市が支払う指定管理料から、なんとかやりくりして利益を上げる、ということになります。

でも、市は運営経費の削減が大きなねらいですから、指定管理料は直営の時の経費よりも少ない額にするのが普通です。

そうすると事業者は、契約社員など雇用する職員の人件費をできる限り低く抑えたり、図書館にとって重要でも、成果がアピールしにくい地味な業務(例えば、地域・行政資料の積極的な収集、蔵書構成などへの日常的な目配り、書誌データのケア、障害者サービスなど)にはあまり手を掛けないようにして、利益を生み出すことになりがちです。



② コツコツと積み重ねることが命の図書館 VS 一定期間で代わる可能性のある指定管理

図書館には、新刊書店や「ブックオフ」と違って、あらゆる分野の新しい本から古典的な基本図書、入門書から専門書、地域・行政資料など、広くて奥行きのある蔵書



が、一定の分類法に従って整然と集められています。

さらに、専門的な知識を駆使して、市民の読書・資料相談に応える職員集団があります。それらは、一朝一夕に出来上がるものではなく、長年の努力と経験の積み重ねによって、ようやく形作られるものなのです。

サービス面でも、子どもの読書活動に力を入れようとするれば、学校や市役所の関連部署との継続的な連携が不可欠ですし、地域課題の解決に役に立つ図書館であるためには、町内会・自治会といった地元の組織や人びととの信頼関係を築くことが大切です。

指定期間が通常3年から5年と決められている指定管理者制度では、こうした図書館の継続性や専門性、信頼性が保障されません。指定管理者が代われば、事業者は企業秘密であるそれまでのノウハウを、後任の事業者を引き継ぐことはなく、事業がプツリと途切れてしまいます。

③ 運営に責任があるのは、市？ それとも、事業者？

図書館には、毎日利用者から様々な声が寄せられます。「わが家の近所にも移動図書館車に来てほしい」「新しい本が少なすぎる」「障害者サービスを充実してほしい」、中には「こんな怪しから

ん本をなぜ図書館が置いているのか」といったクレームが寄せられることもあります。

こうした声に、責任を持って回答するのは、市でしょうか、それとも事業者でしょうか。市と事業者との間でスムーズな情報共有が図られずに、なかなか回答が来なかったり、たらい回しにされるようなことが起こるかもしれません。

もっとも危惧されるのは、事業者が市民の方にではなく、直接の雇い主であり、自分たちの評価者でもある行政担当者の方に顔を向けて仕事をし、市民よりも行政側の意向を重視するようなことにならないか、ということです。

④ その他にも、こんな心配事が……

事業者の管理・運営に行政や議会のチェック機能はどこまで働くのか、個人情報管理は大丈夫か、職員が長く働き続けられる職場環境は整備されるのか、

資料の収集や提供の公平性・中立性は担保されるのか、市役所の中に図書館運営を評価するノウハウが維持されるのか、全国レベルの大手事業者が指定される場合、事業税は町田市には入らず、本の納入も系列会社が直接行うことになれば、地元書店にとっても大きなダメージになるのではないか etc…。



いろいろと問題があるのに、なぜ市は導入を進めようとするのかなあ？

ひとつには、市の財政がこれからますます厳しくなる、ということがあります。少子高齢化社会で税収が減る一方、古くなった公共施設は維持管理におカネがかかる。だから、できるだけ施設の数を減らし、仕事や職員も減らして安上がりの行政にしよう、というのがいまの市の考え方です。

でも、本当にそれで、市民が住んで良かったと思えるまちになるのでしょうか。多摩地域の他の自治体と比べても、町田市が特別に貧しいわけではありません。財政の健全性を測るいくつかの財

務指標でも、町田市は26市中ほぼ中位かそれ以上の位置にあります。つまり、おカネがないのではなく、将来を見据えて、限られた財源をどこに、どう使うのかという問題が大事なのです。

これまで町田市をはじめ多くの自治体が、「賑わいづくり」とか「シティセールス」「都市間競争」などといって、内外からの「集客」を当て込んだ、経済優先の施策に多額の税金をつぎ込んできました。しかし、今回の新型コロナ禍で、それらが実はあまり頼りにならないことがはっきりしました。反対に、医療機関や保健所などへの投資が、全く不十分だったことも明らかになりました。

医療保健サービスと同じように、市民の学習や歴史・文化に関わる施設は、おカネにならないという理由で、いま真っ先に縮小や統合・廃止の対象とされています。

「コロナ後の世界」のためには、市民生活にとって本当に大切に、守らなければならないものは何なのかという視点で、改めて行政全体を点検してみる必要があるのです。市がコンサルタント会社に委託して一方的に描く「未来づくりビジョン」ではなく、市民と行政がじっくりと話し合いを重ねて、市民生活に即したまちの未来像を練り上げることが、いま求められています。

リクエストした本が手元に届くまで、何カ月も、時には1年以上も待たされた経験はありませんか。驚くべきことに、2019年度の町田市立図書館の図書購入費は、市民1人当たりなんと79円。多摩地域26市の中で最底(平均243円、最下位から2番目の八王子市さえ121円)の額にまで削減されています。



図書館全体の運営経費は、2018年度決算額でみると一般会計総額のわずか0.8%にすぎません。毎日大勢の市民が利用する図書館の維持経費として、これはあまりにも貧弱な額ではないでしょうか。それをさらに削減しようというのが、指定管理者制度の導入です。

指定管理者制度でなくとも、町田の図書館がもっと良くなる方法があります！

どこの市も財政が厳しいのは同じです。でも、だからといって図書館を減らしたり、指定管理者制度の導入をせずに、限られた財源を有効に使って、充実したサービスを実施している自治体もたくさんあります。

例えば、町田市とほぼ同じ人口規模の大阪府豊中市の場合を見てみましょう。

町田市立図書館(8館+移動図書館3台)の人員費を含む図書館費(2018年度決算額)は約12億2千万円。それに対して、豊中市立図書館(9館2室+移動図書館1台)は約10億7千万円です。両市では館数と図書館車台数が少々異なるものの、1.5億円の開きがあります。なぜでしょうか。

その大きな理由のひとつは、豊中市の職員数です。町田市より約2割少ない職員で、同等のサービスを行っている。その背景には、豊中市の専門職(司書)制度があり、司書有資格者を図書館の専門職(正規職員)として採用・育成し、少数精鋭による質の高いサービスを実現しているのです。

因みに、正規職員の司書率は町田が38%、豊中ではなんと86%です。司書が中心となって、専門的な仕事を効率的に行うことで、結果として経費も低く抑えられているといえるでしょう。

町田市の図書館でも、正規職員を対象とする専門職制度を導入することで、直営を維持しながら、まさに「効率的・効果的な図書館サービス」を実現することが可能になります。指定管理者制度の導入などよりも、よほど理にかなった方法だと思いませんか。



町田の図書館活動をすすめる会
鶴川図書館大好き!の会・NPO法人まちだ語り手の会
町田の学校図書館を考える会・まちだ未来の会
連絡先: TEL・FAX 042(676)4352(手嶋) / 042(797)2410(守谷)